

進路だより



《出願変更について》

1月27日(火)～2月2日(月)に出願変更手続きを行うことができます。26日(月)には、最初の公立高校出願状況(倍率)発表があり、29日(木)には、出願変更状況の中間発表があります。

◎ 出願変更とは

公立高校の第一志望の出願先を変えることです。変更には、次の4通りがあります。

①学科の変更 ②道立 ⇒ 道立 ③市立 ⇒ 市立 ④道立 ⇄ 市立

※変更できるのは、同一の課程の高等学校です。必ず、担任の先生に確認してください。

(全日制課程 ⇄ 全日制課程 または 定時制課程 ⇄ 定時制課程)

◎ 出願変更の手続き

保護者の方に中学校へ来ていただき、関係書類を作成することになります。なお、手続きは原則中学校が行いますが、保護者の来校が1/29(木)以降になる場合は、保護者の方にご協力いただき、高校に出向いていただくことになります。日程等、保護者の方としっかり確認してください。

◎ 手続きの流れ

- 1) 担任の先生に相談し、希望があることを伝えます。(早ければ早いほど良い)
- 2) 担任の先生から「出願変更を希望される方へ」をもらい、よく読みます。
- 3) チェックシートに保護者の方が中学校に来校する日を記入し、担任の先生に提出します。(1/30に提出の場合は、先に電話で内容を伝えてください。)

提出〆切は1月30日(金)朝学活まで。期日厳守です。

- 4) 指定日時に保護者の方が来校して、出願変更手続き関係書類を作成します。その際、高校に納入する郵送料を切手で持参してください。

道立⇒道立は490円 道立⇒市立は460円 市立⇒市立は530円 市立⇒道立は490円

- 5) 下記③④の日程の場合は、出願変更手続き関係書類を作成後、保護者の方が高校へ出向きます。出願手続きが終了した書類をもって、中学校に戻り、完了です。

【保護者の来校日時】

- | | | |
|---|----------|-------------------|
| ① | 1月27日(火) | 11:00 |
| ② | 1月28日(水) | 9:00 |
| ③ | 1月29日(木) | 10:00 → 書類作成後に高校へ |
| ④ | 1月30日(金) | 9:00 → 書類作成後に高校へ |